

ICカード乗車券運送約款の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(ご利用条件等)	(ご利用条件等)
第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。	第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。
(中略)	(中略)
3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用する事ができません。	3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用する事ができません。
(中略)	(中略)
(2) TOICA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるTOICA乗車券の内容の読み取りが不能となったとき	(2) TOICA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるTOICA乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
	<u>(3) 出場時に自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</u>
(中略)	(中略)
(TOICAの払いもどし)	(TOICAの払いもどし)
第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これをTOICAの払いもどしを行う駅に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき <u>210</u> 円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。	第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これをTOICAの払いもどしを行う駅に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき <u>220</u> 円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。
(中略)	(中略)
(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)	(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)

現行	改正
<p>第 29 条 旅客は、TOICAを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>2 旅客は、TOICAを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 29 条 旅客は、TOICAを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>2 旅客は、TOICAを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p>
<p>(紛失再発行)</p> <p>第 38 条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をTOICA定期券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 30 日以内に再発行を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 <u>500</u> 円とデポジット 500 円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p>	<p>(紛失再発行)</p> <p>第 38 条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をTOICA定期券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 30 日以内に再発行を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 <u>510</u> 円とデポジット 500 円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第 41 条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、次の各号により払いもどしを行います。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があつ</u></p>	<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第 41 条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、次の各号により払いもどしを行います。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p>

現行									改正								
<p><u>た場合はSF残額を払いもどします。</u></p> <p>(4) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてTOICA定期券1枚につき<u>210</u>円を収受します。</p> <p>(5) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。 (中略)</p> <p>3 SF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p><u>4</u> TOICA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第4(第35条の2)TOICA定期券のSFから減額する新幹線自由席特急料金</p>									<p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてTOICA定期券1枚につき<u>220</u>円を収受します。</p> <p>(4) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。 (中略)</p> <p>3 <u>TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</u></p> <p><u>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、第28条を準用します。</u></p> <p><u>5</u> TOICA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第4(第35条の2)TOICA定期券のSFから減額する新幹線自由席特急料金</p>								
	三島	新富士	静岡	掛川	浜松	豊橋	三河安城	名古屋		三島	新富士	静岡	掛川	浜松	豊橋	三河安城	名古屋
新富士	<u>840</u>								新富士	<u>860</u>							
静岡	<u>950</u>	<u>840</u>							静岡	<u>980</u>	<u>860</u>						
掛川	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>						掛川	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>					
浜松	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>					浜松	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>				
豊橋	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>				豊橋	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>			
三河安城	<u>3,250</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>			三河安城	<u>3,340</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>		

現行									改正								
名古屋	<u>3,250</u>	<u>3,250</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>		名古屋	<u>3,340</u>	<u>3,340</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>	
岐阜羽島	<u>3,250</u>	<u>3,250</u>	<u>3,250</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>2,410</u>	<u>950</u>	<u>840</u>	岐阜羽島	<u>3,340</u>	<u>3,340</u>	<u>3,340</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>2,480</u>	<u>980</u>	<u>860</u>
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者 <u>（略）</u>									別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者 <u>（別添参照）</u>								

附則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。ただし、山陽電気鉄道株式会社に係る改正については平成26年3月21日から、熊本市交通局に係る改正については、平成26年3月28日から、習志野新京成バス株式会社に係る改正については、平成26年4月16日から施行する。

(別添)

別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者

鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、札幌市交通局、東日本旅客鉄道株式会社、仙台空港鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、伊豆急行株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、名古屋市交通局、名古屋臨海高速鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪市交通局、阪神電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社、神戸市交通局、近畿日本鉄道株式会社、京都市交通局、静岡鉄道株式会社、水間鉄道株式会社、京福電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸新交通株式会社、阪堺電気軌道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、福岡市交通局、西日本鉄道株式会社、熊本市交通局、九州旅客鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス横浜、株式会社江ノ電バス藤沢、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川中央交通株式会社、株式会社湘南神奈交バス、株式会社津久井神奈交バス、株式会社横浜神奈交バス、株式会社相模神奈交バス、株式会社藤沢神奈交バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス南株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちばフラワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、京浜急行バス株式会社、羽田京急バス株式会社、横浜京急バス株式会社、湘南京急バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鉄道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、株式会社シティバス立川、千葉交通株式会社、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京空港交通株式会社、東京都交通局、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急山梨バス株式会社、富士急平和観光株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海

道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、新潟交通株式会社、名古屋市交通局、名鉄バス株式会社、名鉄バス中部株式会社、大阪市交通局、水間鉄道株式会社、しずてつジャストライン株式会社、南海バス株式会社、南海ウイングバス金岡株式会社、西日本鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス二日市株式会社、日田バス株式会社、西鉄高速バス株式会社、昭和自動車株式会社、大分交通株式会社、大分バス株式会社、亀の井バス株式会社、J R九州バス株式会社
--